

パートII 「その1」

柳検察官が犯した「上申書」のデッチ上げ。

『検察の闇』闇の執行人、柳検察官は「詐欺有印私文書偽造同行使」罪を銀行員の「上申書」を台本にして、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ、平成4年1月7日、私と銀行員を起訴した。

検察官を志す者が学ぶ第一歩たる刑事訴訟法の原点は、「その手続きは国民全体が法の名において納得受忍できるものでなければならない」それでは、本件はどうだったのか。

闇の執行人柳検察官は銀行員と司法取引を為し、虚偽の「上申書」で本件詐欺事件話の「台本」を作成した。刑事訴訟法において「証明されるべき訴因事実はあるまでも客観的事実に合致していなければならず」というイロハのイの原則すら無視したその姿勢は、いくら無知蒙昧とはいえ笑って済まされるものではない。

「銀行員」の「上申書」作成を立証します。

元警視庁警視、萩生田勝氏（平成3年警視庁特別捜査本部、東海銀行秋葉原支店事件捜査班、主任捜査員）が、当時（平成3年）の秋葉原支店事件を捜査した捜査状況を講談社が出版した『警視庁捜査二課』ノンフィクション本第三章バブル経済事件（東海銀行秋葉原支店不正融資事件）として、記載された内容が『リアル・ストーリー』暴露本（自白）となったのです。



警視庁に対して「誇りと無念を胸に秘めて」これこそ、萩生田勝氏が誇りを捨て『警察の闇』闇の執行人となり違法捜査を指揮し
本件「詐欺事件」話を
台本どおりデッチ上げた張本人の暴露本（自白）だったのです。

平成24年6月11日、地裁で私と萩生田勝氏、相互に90分の証人尋問を行い萩生田勝氏は自ら、銀行員と作成した「上申書」のデッチ上げを暴露したのです。

(P107)

それまでエリートとして人生を歩んできた人間は、その辺の「基本」から叩き込んでいかないとまともな調べが始まらないのです。

ただ、もともとは優秀な銀行員だっただけに、事件の内容や杉岡との共謀事実、海外逃亡してから成田に着くまでの経緯について説明させると、よく憶えているのです。一方の杉岡が完全否認してくることは分かっていたので、山本の供述は重要でした。そこで二日かけて、杉岡との共謀事実と詳しい会話内容、そして逃亡中の出来事などを軸に、計一〇枚ほどの上申書を作成させました。完璧な出来でした。供述調書もいいものができたので、「これで完全否認の杉岡の起訴もできる」と確信しました。

見込みどおりでした。裁判でも杉岡には懲役一四年の刑が確定しました。これも二日間で作成した一〇枚に及ぶ山本の上申書の成果です。一つひとつ裏をとりましたが、山本の供述に嘘はありませんでした。やはり頭は相当に切れる男だったのです。

そもそも山本は、大阪大学を卒業して入行した、エリート行員でした。ところが成績主義のプレッシャーが厳しく、毎日が「針のむしろ」状態に置かれていたことで、だんだんと仕事に嫌気が差したのだと言いました。そこに、女房がガンで余命幾ばくもないと告げられた。それから自暴自棄になり、営業に出ても毎日パチンコ屋に入り浸るようになっていたのです。そんなときに杉岡と出会いました。気づいたときには、とてつもない大事件の主犯になっていたというのです。

107 米 第三章 パブル経済事件

驚かされたことは、銀行員が全く経験したことのない本件詐欺事件話を「上申」するので恐ろしいことです。まるで「凶器」の作成です。

私は「凶器」と表現します。それは、この「上申書」こそ、多くの一般市民を「罪なき犯罪者」に仕立て上げ、その人たちの「人生を奪った」凶器だからです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い『検察の闇』闇の執行人柳検察官が捜査指揮し、萩生田勝氏が銀行員との司法取引で、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた違法捜査を自ら暴露した「証」です。

萩生田勝氏との司法取引で銀行員が「上申書」をデッチ上げたことが、この著書自体で知らずとも暴露されたのです。それは、銀行員が経験していない、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話「大嘘」を、銀行員に「上申」させたことなのです。

萩生田勝氏が大嘘と承知して「上申書」をデッチ上げる。さらにその状況を自ら著書で公表することが警視庁の違法捜査（桜タブー）に対する「誇りと無念を胸に秘めて」暴露したのです。

P108に、『山本が融資した企業から受け取ったバックマージンは、たった一年間で72億円にも上りましたが、逮捕されたときには通帳を掻き集めても数千万ほどしかありませんでした。実は上司には内緒でしたが、この数千万は事件の調べがすべて終わった後も、山本の要求を汲んで、没取の手続きを取りませんでした。犯罪で得た金は没取するのが大原則ですが、犯罪で得た金かどうか見極めるには、その金額はバックマージンの総額からみれば、あまりにもわずかなものだったからです。それが露見すれば、私はその時点でクビでした。』この記述は司法取引を自ら自白したことなのです。

捜査員である萩生田勝氏が、銀行員の預金、数千万円もの残高を確認しながら、『山本の要求を汲んで没取の手続きを取りませんでした。』この事実！これこそ完全な「上申書」を司法取引でデッチ上げた違法捜査「職務犯罪行為」を自認している暴露の記述なのです。国民を舐めきった、イヤ、日本という国を見下げた自白以外の何物でもありません！

証拠は、

提示したP 107に『一方の杉岡が完全否認でくることは分かっていたので、山本の供述は重要でした。そこで二日かけて、杉岡との共謀事実と詳しい会話内容、そして逃亡中の出来事などを軸に、計100枚程の上申書を作成させました。完璧な出来でした。これで完全否認の杉岡の起訴もできると確信しました。見込みどおりでした。裁判でも杉岡には懲役一四年の刑が確定した。これも二日間で作成した100枚に及ぶ山本の上申書の成果です。一つ一つ裏をとりましたが山本の供述に嘘はありませんでした。』この記述なのです。

『検察の闇』闇の執行人柳検察官が平成3年12月18日19日『二日かけて』銀行員に「上申書」で本件詐欺事件話の「台本」を作成したのです。

『二日間で作成した100枚に及ぶ山本の上申書』が本件詐欺事件話の台本です。

本件詐欺事件話をデッチ上げた最大の「証拠」は、銀行員の「上申書」に対する補強証拠が全てコピー偽造された物であり、そのコピー偽造した取引関係書類は「上申書」とは全く違う、別な「BIS規制8%」クリア操作、他行預金担保融資取引を立証したことです。（第2章から第5章参照）たが山本の供述に嘘はありませんでした。

はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の『一つ一つ裏をとりましたが山本の供述に嘘はありませんでした。』この『一つ一つ裏をとりました』裏がとれることは無いのです。

そうでしょう。はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の立証証拠を『一つ一つ裏をとりました』つまり『証拠を一つ一つ裏をとりましたが山本の供述に嘘はありませんでした。』と記述していることなのです。

つまり「上申書」を裏付ける証拠を一つ一つ裏をとりましたが、というのであれば、証拠が存在することであり、捜査員が証拠をコピー偽造した職務犯罪行為を立証した「証」になるのです。

既に、銀行員の供述を立証する補強証拠を客観的に、裁判所で公的に記録された証拠を提示して（第2章から第5章）、全て立証証拠がコピー偽造されてる「職務犯罪行為」を立証しています。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、『検察の闇』闇の執行人柳検察官の捜査指揮で秋葉原支店事件捜査班主任、萩生田勝氏が「上申書」をデッチ上げた『真実』を暴露するため『警視庁捜査二課』ノンフィクション本を出版したのです。

『検察の闇』闇の執行人柳検察官が「上申書」をデッチ上げた目的。

闇の執行人となった柳検察官は、富士銀行事件、協和埼玉事件を金融機関内ですべて処理するため『銀行の闇』が犯した隠蔽工作、銀行員個人が犯した「犯罪」とノンバンクの「被害金」をデッチ上げた、違法捜査を何が何でも隠蔽することだったのです。

富士銀行事件、協和埼玉事件は無茶苦茶な捜査で借受名義人を仕立て上げるため銀行の「VIP 特別融資枠」を利用した大会社の社長さんをインチキ逮捕状で逮捕して取調室で朝から夜中まで「脅し」「騙し」はじめから『この世に存在しない』犯罪をデッチ上げ公訴提起した。

大蔵省「銀行局」の方針に従い裁判所は、富士銀行事件、協和埼玉事件を審理するのです。全員「犯罪」を認めていますから富士銀行事件は銀行員、借受名義人を、私と銀行員同様に「有罪」と判示し、主文「被告人を懲役11年に処する。」を宣告し予定どおり投獄して「29年の時と財産」を奪い取ったのです。

柳検察官が富士銀行事件、協和埼玉事件をデッチ上げた「違法捜査」を隠蔽しなければ、金融経済社会の破滅と司法が崩壊する危機を回避したのです。

柳検察官が恐れたのは、タイ王国で私と一緒にいた銀行員が、隠蔽工作その『真相』を話したのか？当然のこと柳検察官の取調べで銀行員は「話してない」と主張した。

柳検察官は、大蔵省「銀行局」政府にその意図と趣旨を報告し了承を得て、私の「口を封じる」ため、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を形振り構わず「上申書」をデッチ上げたのです。

柳検察官は平成3年12月18日、形振り構わず「銀行員」の「上申書」を台本に、「その2」オリックスアルファ融資担当者「川合潤治」から協力預金担保融資取引で100億円騙された「被害状況」と「取引状況」を（甲14号証）検察官面前供述調書でデッチ上げ「その3」秋葉原支店長「本谷紘三」から「質権設定状況」をデッチ上げ「その4」借受名義人「吉川一」の供述調書で借受名義人をデッチ上げ、はじめから『この世に存在しない』協力預金担保融資の「犯罪」と「被害金」をデッチ上げたのです。

その他多くの事件関係者に経験したことのない「供述調書」を無理矢理強要し「供述調書」の補強証拠を「その5」コピー偽造して、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ「その6」私を「罪なき犯罪者」に仕立て上げたのです。

柳検察官は富士銀行事件と似た、東海銀行事件を「詐欺」が前にくる「詐欺有印私文書偽造同行使」罪を銀行員の「上申書」を台本にしてはじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ、平成4年1月7日、私と銀行員を起訴したのです。

証拠は、皮肉にもはじめから『この世に存在しない』詐欺事件話と承知してデッチ上げた「起訴状」です。

柳検察官は、本件詐欺事件話をデッチ上げ、我が国の司法検察を護るため『検察の闇』闇の執行人となり「身の栄達の為の嘘の重ね塗り」をしたのです。

その証拠が、富士銀行事件同様に、銀行外部ではじめから何処にも存在しない銀行員と借受名義人が共犯者になり、ノンバンクを被害者とした「協力預金の資金融資」取引を机上で、今度は「詐欺」が前にくる「詐欺有印私文書偽造同行使」罪をデッチ上げたことなのです。

その手口は、銀行員に、嘘の「上申書」を作成させ、事件関係者に嘘の「上申書」に合わせた「供述調書」コピー偽造を用いた立証証拠を「逮捕するぞ！」・「起訴するぞ！」と脅し机上で作り上げて、本件詐欺事件をデッチ上げたのです。

柳検察官は『国家の闇』を隠蔽するため、机上でノンバンクからの協力預金の融資金をデッチ上げ「使った以上それは犯罪だ」犯罪である以上、それを訴因として構成し「起訴する」という恥も外聞もない公訴手続きを確信的犯罪行為で強行したのです。

本書面の目的は、平穏に暮らしておられる皆様も何時、私同様に、国家権力が総掛かりになり「犯罪者」に仕立て上げられるか分からないという状況が、日本という国の現状であることを「知る」「直視」して、いただきたいからなのです。

直視！

我が国、政府金融首脳が国際金融政策の大失態を公表できず、恐ろしい「真相」を闇に葬るため、大蔵省「銀行局」と金融機関一体となり極秘特別「プロジェクト」内で、銀行ぐるみ犯し、狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」を構築し崩壊を招いたその挙句に、銀行のダミー名義で巨額な「数字」の損失金を発生させたマネーゲーム「国政と金」利権政治と断罪する『国家の闇』を隠蔽した。

銀行内で個人の銀行員が、犯した犯罪行為を机上で作り上げ刑事司法を悪用する不正会計処理を実行したことなのです。この「真相」を隠蔽する目的で、大蔵省「銀行局」の方針に従った、銀行・警察・検察・闇の執行人がデッチ上げた本件詐欺事件話を演じた舞台を、客観的諸証拠を提示して皆様に検証していただく。

以上。